第5章 重点施策

1 重点施策について

本計画では、３つの基本方針ごとに個々の課題を踏まえた「取組の方向性」を示しています。

これらの取組を進める上で、地域の多様な生活課題全般に対応するためには、関係機関の連携した取組、横断的な施策の実施が必要になります。

そこで、地域共生社会の礎となる「地域コミュニティ」の形成を目指していく中で、特に重要となる５つのテーマを掲げ、これを重点施策として位置づけます。

【重　点　施　策】

（１）コミュニティソーシャルワーカーの配置

地域にコミュニティソーシャルワーカー（ＣＳＷ）を配置し、身近な相談拠点を設けることで個別支援、地域支援を推進します。

（２）多様な主体による地域貢献活動の促進

企業や各種団体などが行っている地域貢献活動等を支援・推奨することで、地域活動に参加しやすい仕組みをつくります。

（３）誰もが集える居場所づくりへの支援

交流の場や集いの場を設けて活動している地域、団体等や、これから居場所をつくっていきたい団体などを支援することで、誰もが気軽に集える環境を整えます。

（４）ひきこもり状態にある方への支援

「ひきこもり地域支援センター」を設置し、ひきこもり状態にある方やその家族に対する伴走型支援を強化します。

（５）高齢者等が抱える課題への総合的な対応

超高齢社会において、多様化し、増え続ける高齢者の困りごとに対し、既存の事業やサービスを組み合わせたり、必要な事業を立ち上げるなど、社会全体でその対策を講じます。

【 重点施策の目指す姿 】

５つの重点施策は、相互に連携することで相乗効果を生み出します。

「コミュニティソーシャルワーカーの配置」により、「多様な主体による地域貢献活動の促進」や「誰もが集える居場所づくりへの支援」に取り組み、また、これらを相互に連携して進めることで、困りごとを抱えている人や地域のために何かしたい人への支援を、地域全体で充実することができます。

さらに、「ひきこもり状態にある方への支援」や「高齢者等が抱える課題への総合的な対応」についても、「コミュニティソーシャルワーカーの配置」などにより、支援機関や地域住民、民生委員・児童委員や地域包括支援センターなどとの連携・協働が一層促進され、寄り添う福祉の充実が期待されます。

≪重点施策の相関図≫

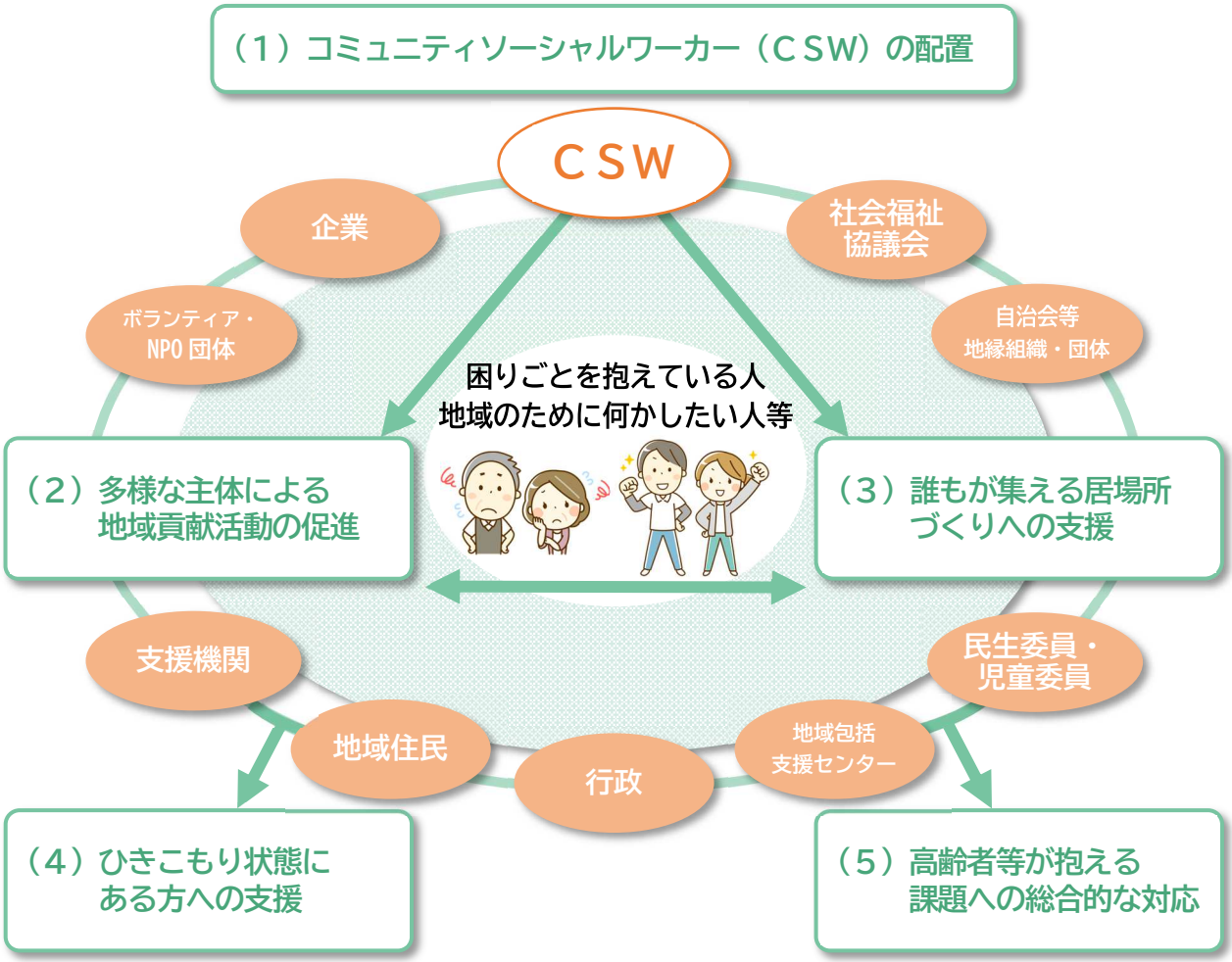

2　各施策について

重点施策（1）コミュニティソーシャルワーカーの配置

【 現状・課題 】

これまで、本市の地域活動支援は、個人を対象とする「包括的相談支援」と、地域を対象とする「地域づくり支援」をそれぞれ実施してきました。

「包括的相談支援」では、各支援機関が窓口となり、個人の生活課題を解決していくとともに、特に解決困難な事案は、「福祉まるごと支援員」が連携・調整役となり、支援機関の役割分担や伴走型支援などを行ってきました。

一方、「地域づくり支援」は、「地域福祉コーディネーター」が各社協支部（50支部）と連携し、ふれあい・いきいきサロンや子育て支援サロンの開催、民生委員・児童委員等と連携した活動など、地域の自主的な助け合いをサポートしてきました。

しかし、複雑かつ多様な福祉課題の解決には、「個人に対する支援」と「地域に対する支援」の連携を、さらに強化していくことが必要であり、特に、地域における幅広いコーディネート機能が求められています。

【 今後の方向性 】

コミュニティソーシャルワーカーが「個別支援」、「地域支援」、「仕組みづくり」の３つの役割を担い、多様な主体と連携を図りながら、地域福祉のネットワーク化を進めます。

また、コミュニティソーシャルワーカーを日常生活圏域（地域包括支援センター区域）ごとに配置し、その圏域で活動することで、より身近な相談窓口となり、地域住民の困りごとの早期発見・早期対応や、地域課題を解決する地域力の向上を目指します。

≪地域福祉のネットワーク化≫

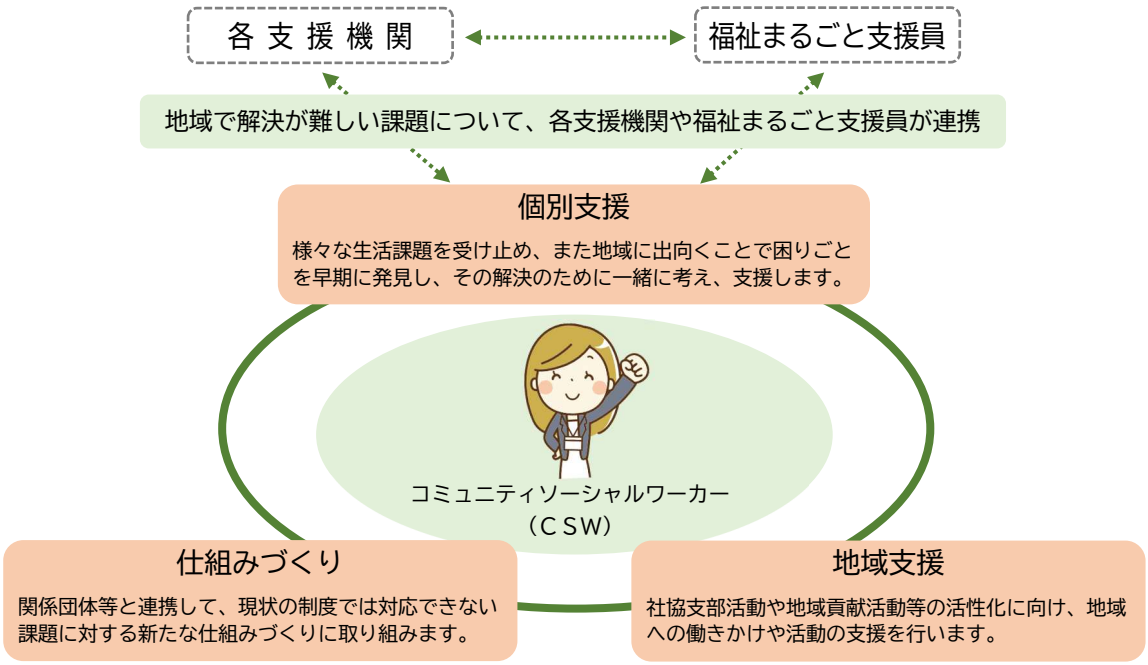

■ コミュニティソーシャルワーカーとは

コミュニティソーシャルワーカー（ＣＳＷ）とは、地域の関係者や支援機関などの「つなぎ役」となり、そのネットワークを活かして、支援を必要とする人を、地域の活動や公的サービスに結び付けたり、制度やサービスがない場合には、一緒に考えながら新たな仕組みを作り出したりする福祉の専門職のことです。

～役 割～

○ 個別支援

住民や地域の困りごとに対応し、「福祉まるごと支援員」とも連携しながら適切な支援機関やサービス、地域活動につなげる。

具体的活動

- 個別相談への対応、支援
- 相談会の実施
- 地域包括支援センター等との連携
- 民生委員・児童委員との連携
- 福祉まるごと支援員との協働

○ 地域支援

社協支部の活動をはじめとする、多様な主体の地域活動の支援や、集い、学び合い、支え合いの場づくりの創出に向けた取組を幅広くサポートする。

具体的活動

- 社会福祉法人等との連携、協働
- 地域活動の立ち上げ、運営支援
- 出前講座や講演会の実施
- 地域情報等の発信

○ 仕組みづくり

関係機関や団体等と連携し、地域活動や様々な制度などを組み合わせながら、地域の実情に合った仕組みを一緒に考え、支え合いの取組を形にする。

具体的活動

- 地域課題の共有や見える化
- 活動団体同士のつなぎ
- プラットフォームの構築
- 地域のキーパーソンとの交流

【 取組内容 】

・コミュニティソーシャルワーカーは、地域住民、地域の担い手・活動団体、企業、関係機関などと連携し、地域における生活課題などに対応するため、誰もが主体的に参加できる新たな支え合いの仕組みづくりを展開します。
・コミュニティソーシャルワーカーを日常生活圏域ごとに配置することにより、「住民に身近なネットワーク」と「広域のネットワーク」の中間で、様々な主体と緊密な連携・協働を図ります。
・地域住民の生活課題に対する「個別支援」では、多様な困りごとやどこに相談したらよいか分からないことなどを総合的に受け付け、福祉まるごと支援員や関係機関などと連携しながら、適切な支援につなげていきます。
・相談者の属性や年齢を問わず、きめ細かい対応を図るとともに、高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センターなど専門の支援機関と連携し、相談支援体制を充実させます。
・地域全体の福祉力を高めるための「地域支援」や、その「仕組みづくり」では、住民同士のつながりや見守り活動などのほか、地域における情報共有を進めるとともに、既存の仕組みでは解決できない課題に対して、新たな担い手や社会資源の開発などに取り組みます。
・住民主体の地域福祉活動を一緒になってサポートすることで、地域住民が安心して暮らせる環境を整えていきます。

≪ＣＳＷの活動イメージ≫

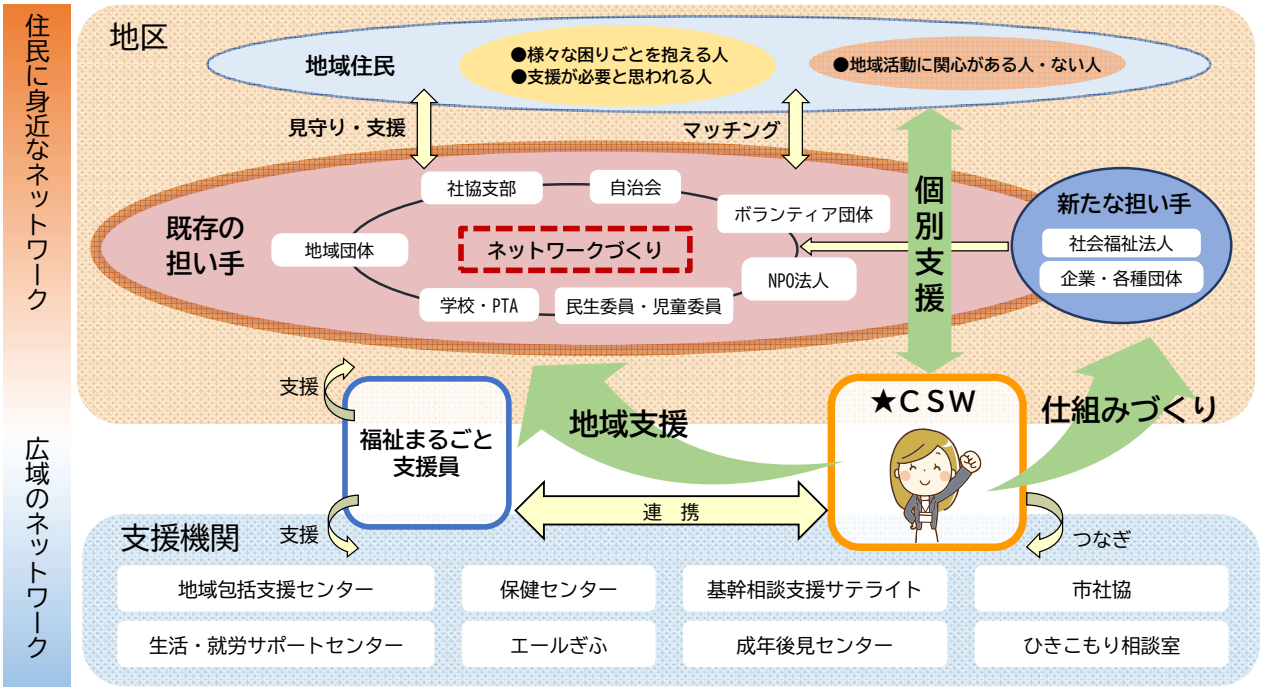

また、令和７年度に地域の実情等を調査し、コミュニティソーシャルワーカーのあり方などをより深く検討した上で、モデル地区を選定します。

そして、３年間のモデル事業を経て、順次エリアの拡大や常駐化に取り組みます。

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
概 要	実施準備 モデル事業実施 （１年目）	（２年目）	（３年目）	本格準備 エリア拡大	

コミュニティソーシャルワーカーは、地域包括支援センターや民生委員・児童委員等とネットワークを構築しながら活動する必要があるため、市内の日常生活圏域（19圏域）ごとに配置します。

その後の展開においても、効果的な配置になるように評価・検証します。

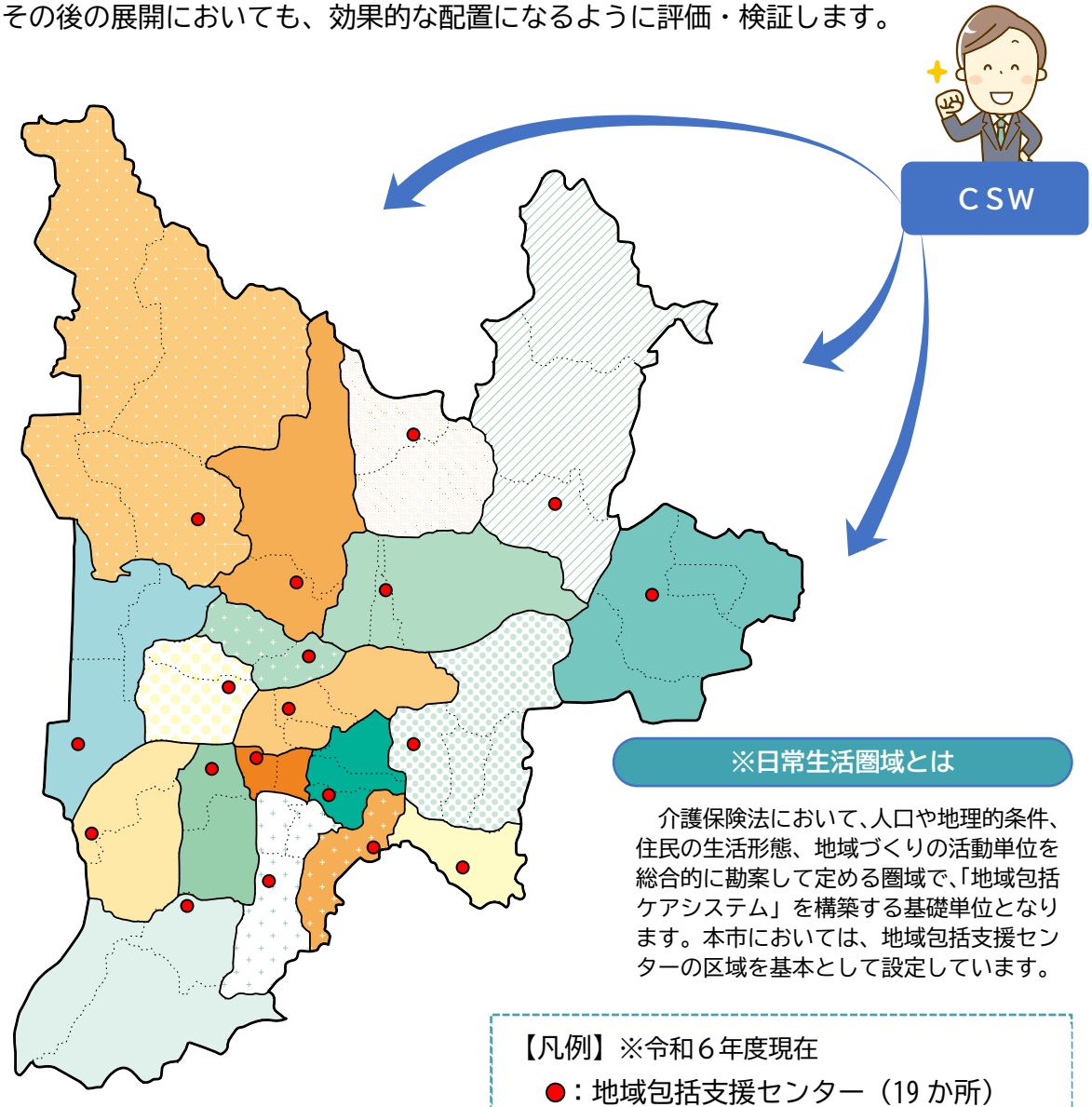

※日常生活圏域とは

介護保険法において、人口や地理的条件、住民の生活形態、地域づくりの活動単位を総合的に勘案して定める圏域で、「地域包括ケアシステム」を構築する基礎単位となります。本市においては、地域包括支援センターの区域を基本として設定しています。

【凡例】※令和６年度現在

●：地域包括支援センター（19 か所）

【 期待される効果 】

コミュニティソーシャルワーカーのコーディネートのもと、地域住民や活動団体、企業、機関の協力・連携が強化され、地域住民の福祉課題の解決力が向上します。

また、地域への関わりや地域活動への参加が促進され、一人ひとりの生きがいや役割が生まれるとともに、新たな支え合いが広がる好循環をもたらします。

重点施策（２）多様な主体による地域貢献活動の促進

【 現状・課題 】

地域福祉活動を支える担い手の高齢化や固定化、及び地域のつながりの希薄化などにより、担い手が不足し活動の規模が縮小する中、地域活動の裾野を広げるため、多様な主体による地域貢献活動が必要となっています。

【 今後の方向性 】

誰もが支え、支えられる共生社会を推進するため、地域住民や地縁組織だけでなく、企業や社会福祉法人等も担い手となれるよう、地域貢献活動の活性化を図り、こうした活動を通してみんなが関心を寄せ、参加しやすい環境をつくっていきます。

また、子どもや若者など次世代の担い手を育成するため、学校や地域との連携による取組も進めます。

【 取組内容 】

・企業や各種団体に対して、アンケート調査やヒアリング調査を実施し、地域貢献活動（地域参加）への関心度や、すでに取り組んでいる地域貢献活動の把握に努めます。
・地域貢献活動に関心や意欲がある企業等に対し、市社協が実施する福祉出前講座を提案及び開催し、地域福祉についての理解・啓発を図ります。
・第２期岐阜市地域福祉推進計画を機に設立した「岐阜市社会福祉法人連絡会」を基盤として、同連絡会の部会ごとの活動や研修事業等を進め、地域における公益的な取組を推進していきます。
・企業や社会福祉法人が参加・連携できる取組と、コミュニティソーシャルワーカーが把握した地域ニーズや岐阜市ボランティアセンターのニーズとのマッチングを行い、地域福祉活動を促進します。
・社会とのつながりが希薄な方の社会参加や就労支援の受け入れへの協力について、企業や社会福祉法人、ボランティア団体等に対してアプローチを行い、企業風土の醸成の支援に努めます。
・次世代の担い手育成に向け、学校や地域、企業等と連携した福祉教育を実施します。
・地域と企業、社会福祉法人、学校が協力して取り組んだ事例について、広報紙やホームページ、ＳＮＳを通じて発信し、幅広い年齢層の方への周知や企業・社員等の地域活動の参加に向けた機運の向上に努めます。

【 期待される効果 】

地域活動に関わる人材育成が促進され、多様な担い手の参画が実現します。

また、ボランティア活動や地域活動を身近なものとして感じる機会が増え、社会参加のきっかけづくりの場が広がることが期待されます。

≪地域貢献活動の支援イメージ≫

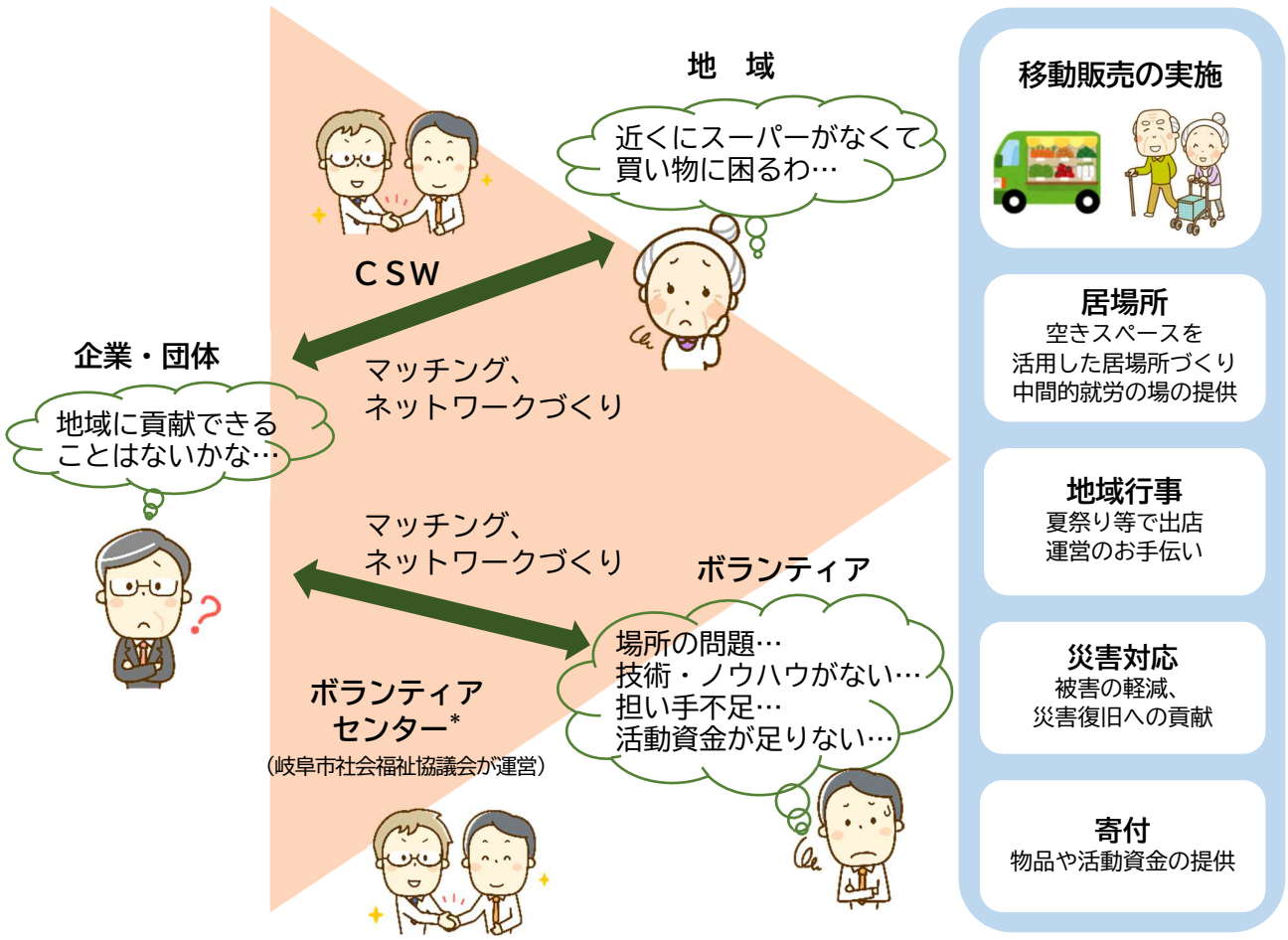

＊
・ボランティア活動をしたい人と、ボランティアを必要とする人や施設などのマッチング
・ボランティア活動に関する情報の提供や活動に関する相談

コラム

企業における社会貢献活動
～岐阜トヨペット株式会社の取組～

岐阜トヨペット株式会社では、「社会に役立つ活動を通じ、地域に貢献できる企業を目指します」を経営理念の一つとして掲げられ、様々な地域貢献活動に取り組まれています。

運転免許証を返納された方へ何か出来ないかという思いから、移動スーパー「HAPPY　MARKET」を始められ、近くにスーパーがない地域を中心に移動販売を行っています。

また、社会福祉協議会と協力し、社協支部が実施するふれあい・いきいきサロンの開催に合わせた移動販売も行っています。

重点施策（３）誰もが集える居場所づくりへの支援

【 現状・課題 】

近隣関係や地域のつながりの希薄化によって、社会的に孤立する人や世帯が増加していることを背景に、地域での交流や社会参加の必要性が高まっています。

誰もが孤立することなく、いきいきとした生活を営むことができるよう、隣近所での声かけをはじめ、世代間や支援者同士などの多様な交流の場づくりや地域行事等の集いの場を増やしていくことが求められています。

【 今後の方向性 】

誰もが地域で、顔見知りが増え、つながりを持ち、住民同士のコミュニケーションや交流が生まれるよう、思わず参加したくなるような場と機会の提供に努めます。

また、居場所に関するニーズを把握し、実態に即した支援を行うことで、既存の居場所を活性化するとともに、新たな居場所の創出に取り組みます。

【 取組内容 】

・すでに居場所などの集まりの場を展開しているＮＰＯ法人やボランティア団体等に対し、アンケートやヒアリング調査を実施し、活動継続に必要な支援などの把握及び研究に努めます。
・居場所等の集まりへ参加したい、協力したいと思っている方に対し、既存の居場所に関する情報を発信・周知します。
・居場所等の立ち上げ、又は継続のために必要な助成金などの情報をホームページやＳＮＳを活用して発信します。
・居場所等の立ち上げや継続的な運営方法など、様々な相談に応じます。
・既存の居場所等では参加が難しい方に対し、参加を促すため、参加者の属性や活動内容にとらわれない、オーダーメイドの居場所づくりに努めます。

【 期待される効果 】

既存の居場所（ふれあい・いきいきサロン、子どもの居場所等）の充実や活性化に加え、地域住民の社会参加の場が広がることで、日常生活におけるコミュニケーションや生きがいが生まれ、支え合いの風土が醸成されます。

また、生きづらさや困りごとを抱えた人などにとっても、新たな居場所の創出につながることが期待されます。

≪居場所づくりのイメージ≫

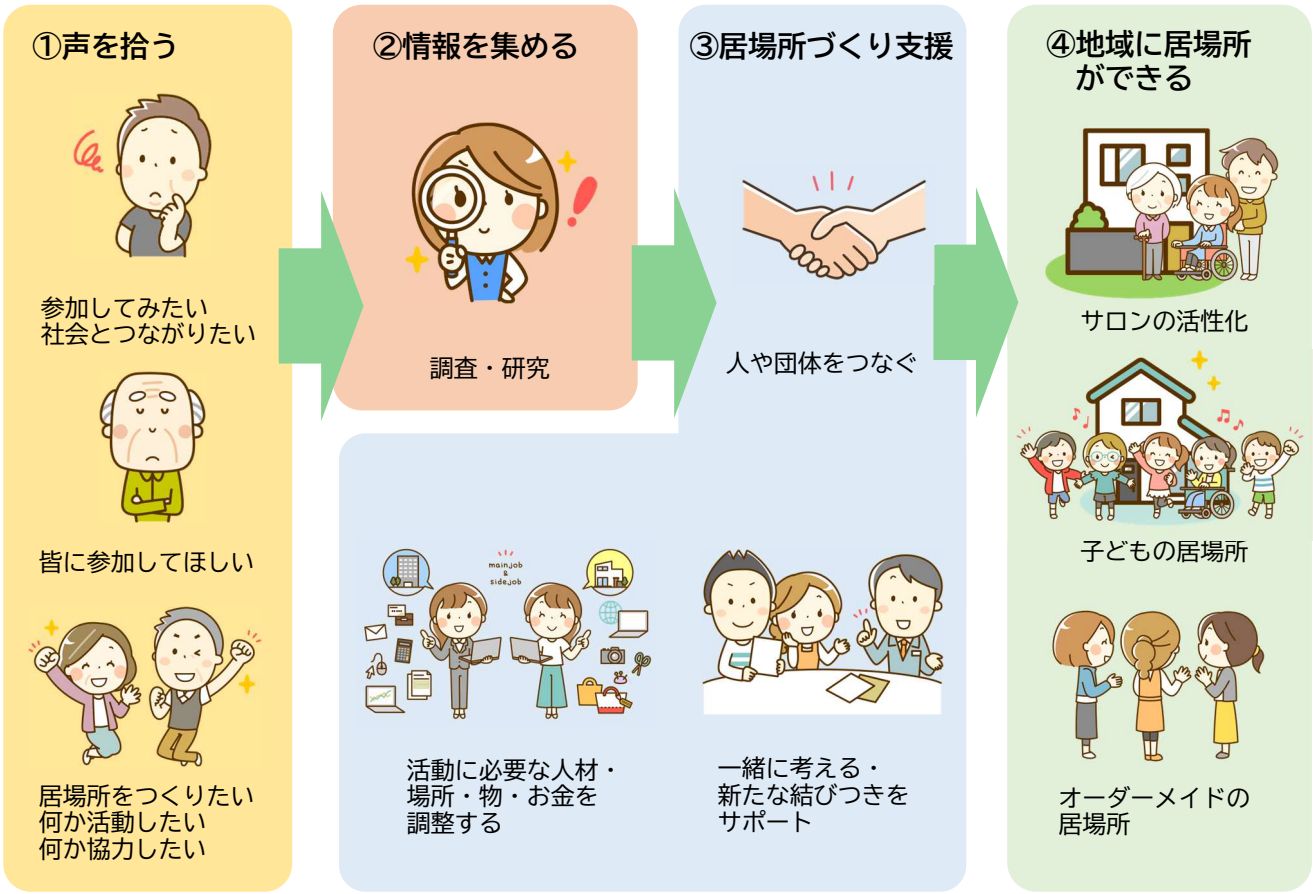

※コミュニティソーシャルワーカーが中心となって、個人、企業・団体、地域などの結びつきをサポートし、居場所づくりをコーディネートします。

コラム

家族や地域がつながる居場所づくりの開催 ～活動団体「みらいの輪」の取組～

公共施設や飲食店を活用し、こども食堂や家族向けの料理イベント、バリアフリースポーツの交流活動を行っています。

年齢や性別、障がいの有無にかかわらず誰でも参加できる居場所をつくり、交流を促進する場となっています。

参加者がご友人を誘っていただいたり、地域の方々がボランティアとして参加されたり、地域のつながりが広がっています。

重点施策（４）ひきこもり状態にある方への支援

【 現状・課題 】

本市のひきこもり状態にある方は、内閣府の調査をもとにした場合、約4,800人と推計されます。また、全国的にも増加傾向にあります。

そのため、ひきこもり状態にある方が社会とのつながりを取り戻せるよう、当事者の状況に合わせた支援を行うなど、効果的なひきこもり支援体制の構築が求められています。

【 今後の方向性 】

ひきこもり状態にある方やその家族に寄り添った相談支援、地域における関係機関と連携した支援を進めるとともに、助けを求めることができない方などに対して、ＳＯＳの声を上げやすい環境を整備していきます。

【 取組内容 】

・令和７年度に「ひきこもり地域支援センター」を設置し、ひきこもり状態にある方やその家族の支援につながるよう、相談しやすい多面的な環境づくりに取り組みます。
・ひきこもりに関する啓発活動や相談事業を推進するとともに、当事者会・家族会の開催や居場所づくり事業を通じて、生きづらさを抱える方などを受け止める環境を整え、それぞれの実態に応じた寄り添い支援を充実していきます。
・不登校児童・生徒など、ひきこもりに移行する可能性がある方には、子ども・若者総合支援センター“エールぎふ”をはじめ、関係する支援機関と連携し対応していきます。

■ ひきこもり地域支援センターとは

行政が運営するひきこもりに特化した相談窓口です。ひきこもりの状態にある方やその家族等を対象に、社会福祉士、精神保健福祉士などの資格を有するコーディネーターによる相談支援を行います。

また、当事者の居場所づくりや、社会活動の再開に向けた情報発信を行うなど、地域におけるひきこもり支援の拠点としての役割を担います。

【 期待される効果 】

ひきこもり状態にある方やその家族がより良い生活を送るための支援が提供されるとともに、ひきこもり地域支援センターが支援機関、学校、地域団体などと連携し、総合的な支援が進むことが期待されます。

≪ひきこもり支援充実に向けたロードマップ≫

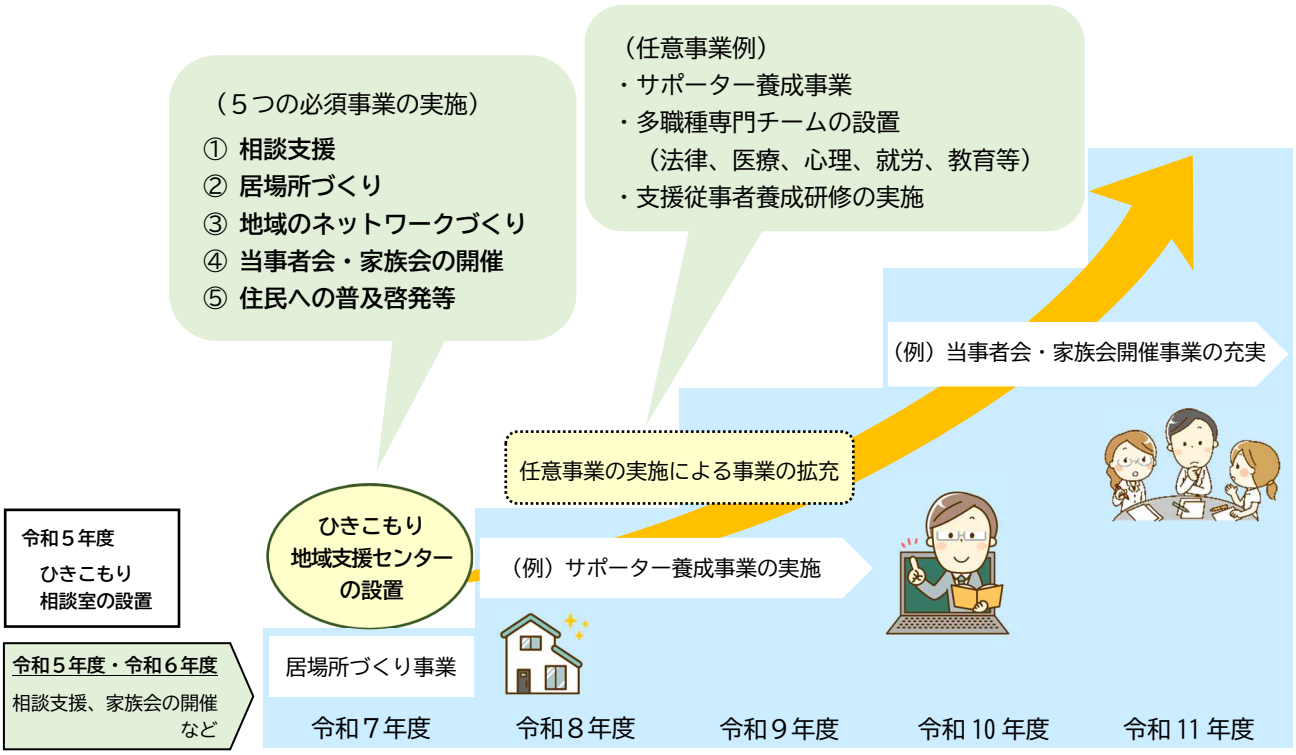

コラム

岐阜市のひきこもり相談室

ひきこもり相談室にて、ひきこもり状態にあり悩んでいる本人、ご家族などからのご相談をお受けします。はじめから就労に向けた支援としてではなく、まずは、相談に乗ってほしい、居場所がほしいといったスモールステップでの支援として、必要な方に寄り添った伴走型支援を行っています。

コラム

ひきこもり家族の集い「ほっと café」

ひきこもりに悩みを抱えるご家族の集いの場である「ほっと café」を開催しています。お茶を飲みながらほっと一息つき、講演やグループワークを通して、ひきこもりについての理解を深めることで、本人と向き合うコツを一緒に考えています。

ご家族は、何よりも「相談したい」「話を聞いてほしい」というお気持ちが強く、「ほっと café」には、毎回、多くの方々に、ご参加いただいています。

重点施策（５）高齢者等が抱える課題への総合的な対応

【 現状と課題 】

高齢者人口の急速な増加が進む中、2025年に団塊の世代がすべて75歳以上になり、さらに2040年には高齢者数がピークを迎えます。

本市においても、2040年に高齢化率が約36.8%になると予測されています。

また、高齢者の単独世帯や高齢者夫婦世帯が増加しており、要支援・要介護認定者も年々増加し、高齢者を取り巻く環境はかつてないスピードで変化しています。

一方、個人の変化に目を向けると、年齢を重ねて体力の低下や身体機能の衰えなどが生じることで、これまでできていたことができなくなるなど、日常生活におけるちょっとした困りごとが増えてきます。

例えば、昔は理解できたのに書類の内容が理解できなくなってきた、簡単にできていた電球の交換ができなくなった、あるいは、突然のケガなどにより買い物に行けないといったことが挙げられます。

今は大丈夫と思っていても、将来的に生活課題が生じる可能性があります。

≪高齢期の生活課題≫

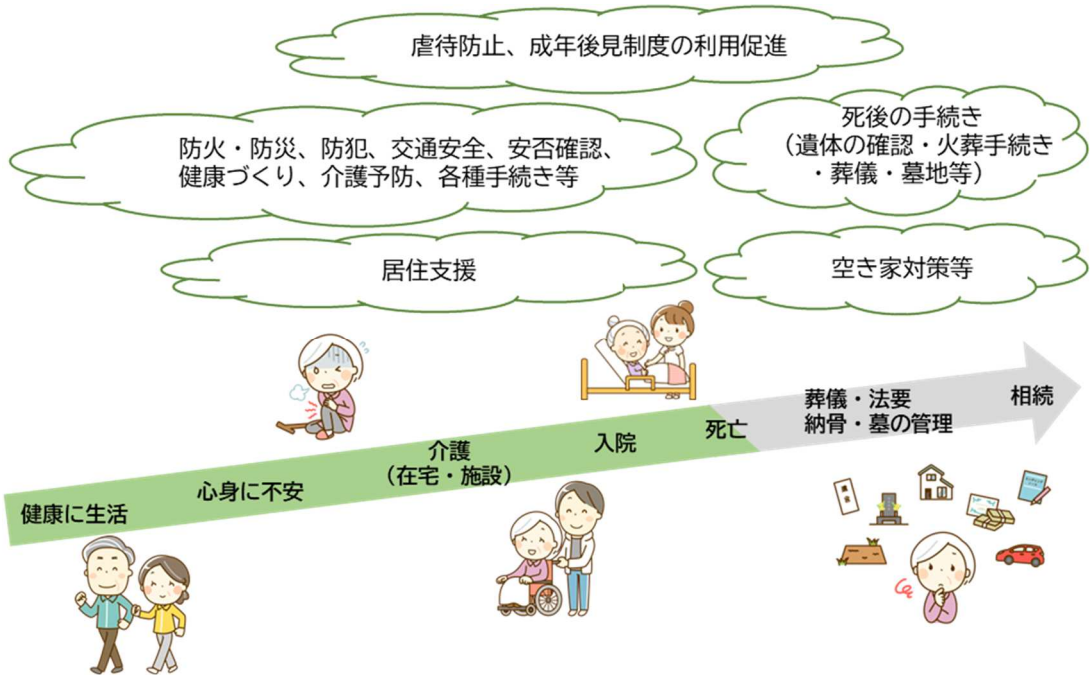

【 今後の方向性 】

超高齢社会を迎え、高齢者のライフスタイルの変化や認知機能が低下する人の増加などに伴い、様々な影響や課題が懸念されています。このような背景を踏まえ、高齢者が安心して暮らせるまちづくりに社会全体で協力して取り組みます。

高齢者等の生活上の多様なニーズ、諸課題への対策を重点施策に位置づけ、総合的なアプローチを展開します。

【 取組内容 】

高齢者の暮らしに関する事業を支援目的に沿って４つのカテゴリーに分類し、パッケージ化して多様な困りごとに対応します。幅広い分野の事業を組み合わせることにより、個々の生活状況に応じたサービス提供を促進するとともに、ニーズに応じて必要な改善や新たな事業構築に取り組みます。

■高齢者等の暮らし（生活課題）をサポートする４つのアプローチ

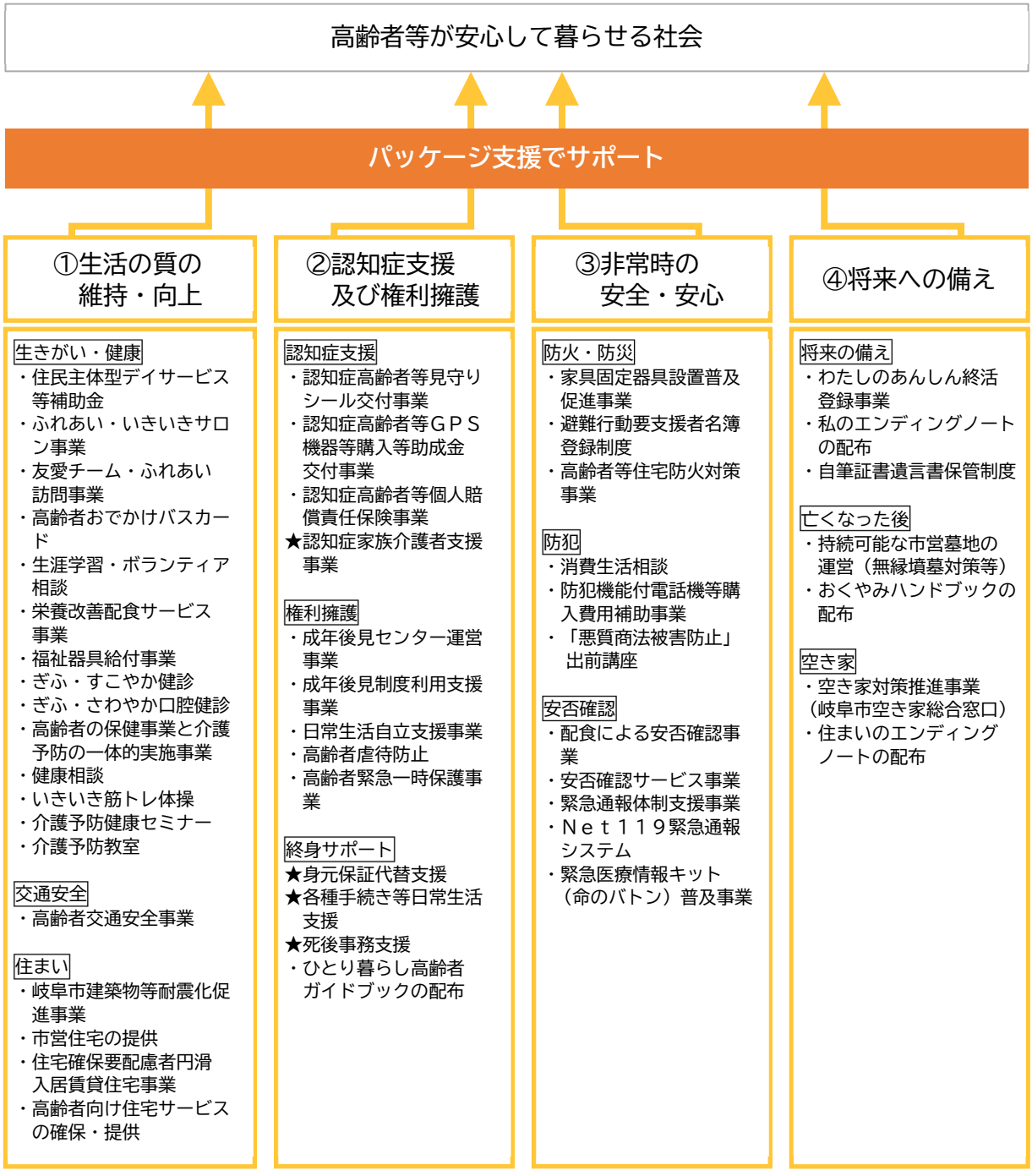

★…新規

①生活の質の維持・向上

在宅生活、住まいのサポートを行うとともに、高齢者の交流を促進し、地域で相互に支援し、高齢者の生活の向上を図ります。健康面では、栄養のバランスが取れた食事の提供や福祉器具の給付を行い、交通安全については、出前講座や訪問指導を実施し、運転免許証の自主返納者にはＩＣカード乗車券等を交付します。

生きがい・健康

○住民が主体となるデイサービスや認知症カフェの運営費を補助【高齢福祉課】

○公民館などで、孤立防止や仲間づくりを目的としたふれあい・いきいきサロンの開催【岐阜市社会福祉協議会】

交通安全

○「交通ルール・マナー」を楽しくわかりやすく理解する出前講座の実施や高齢者世帯訪問による交通安全チラシ等による周知啓発を図るほか、運転免許証の自主返納者への支援（ＩＣカード乗車券等の交付）を実施【地域安全推進課】

住まい

○既存の民間建築物の耐震診断・改修工事費の一部を補助【建築指導課】

○市営住宅の一部を高齢者向けに提供及び60歳以上の高齢者の入居時資格要件を緩和、住宅確保要配慮者（高齢者、低額所得者、子育て世帯等）の入居支援を実施【住宅課】

○ひとり暮らし高齢者などのニーズや状況に合わせ、事業者と連携して軽費老人ホーム、シルバーハウジング、養護老人ホーム等の入居・入所サービスを確保・提供【高齢福祉課】

②認知症支援及び権利擁護

認知症高齢者とその家族が安心して暮らせるよう、専門家による講義や交流会を通じてサポートを行うとともに、認知症高齢者本人の徘徊等に関する支援を行います。

また、成年後見制度の利用促進や虐待防止の取組により高齢者の権利を守るとともに、身寄りのない高齢者などの支援に向け、終身サポートなどを検討していきます。

認知症支援

★認知症高齢者を介護する家族等に対し、認知症や介護に関する理解・啓発や個別相談の実施【高齢福祉課】

○認知症高齢者の行方不明に備えた見守りシール(二次元コード印刷)の交付や、ＧＰＳ機器等の費用助成のほか、不慮の事故により損害賠償責任を負った場合の補償支援【高齢福祉課】

権利擁護

○成年後見制度等の利用促進（周知・啓発、相談対応、利用促進、関係機関のネットワーク構築など）【高齢福祉課・岐阜市社会福祉協議会】

○認知症高齢者など判断能力が不十分な方への日常生活自立支援事業の実施（福祉サービスの利用援助や金銭管理等）【岐阜市社会福祉協議会】

○虐待の早期発見と対応、身元が不明、住居がない等の高齢者の一時保護【高齢福祉課】

終身サポート

★身元保証代替支援や日常生活支援、死後事務支援について、事業展開に向け、有識者等関係者が集まる会議で順次検討【高齢福祉課・岐阜市社会福祉協議会】

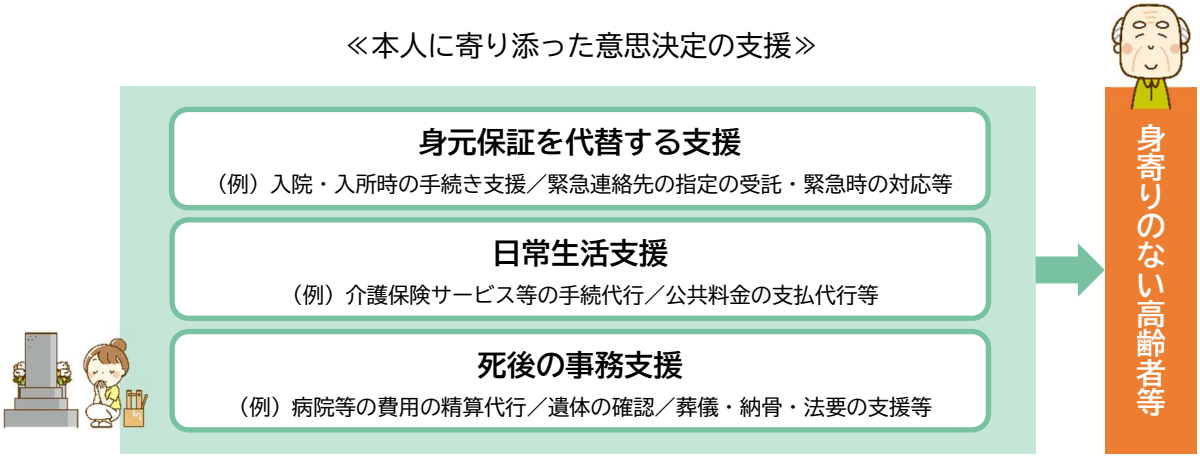

③非常時の安全・安心

日頃の見守り活動等により、防火・防災・防犯体制の強化を図ります。

寝室の家具固定や住宅用火災警報器設置の支援、災害時の個別避難計画の作成を進めるとともに、特殊詐欺、悪質商法等への防犯対策を行います。

また、安否確認のため、配食サービスのほか緊急通報手段の確保を行います。

防火・防災

○寝室の家具固定器具の設置【都市防災政策課】

○避難行動要支援者の個別避難計画を作成するなど、災害時の支援体制づくりを推進【防災対策課】

○高齢者世帯等を対象に住宅用火災警報器の設置を支援するほか、訪問による火気の取扱・火災予防広報を実施【予防課】

防犯

○特殊詐欺から身を守るため、防犯機能付き電話機等の購入費用の一部を補助するほか、悪質商法や契約トラブルの対処方法を楽しく学べる講座の開催【消費生活課】

安否確認

○配食サービスによる見守りのほか、自宅に感知センサーや緊急通報装置を設置【高齢福祉課】

○聴覚・言語障がい者が携帯電話等の簡単な操作で緊急通報を行えるシステム「Ｎｅｔ１１９」の活用【指令課】

○自らの医療情報や緊急連絡先などを「命のバトン」として冷蔵庫などに保管【岐阜市社会福祉協議会】

④将来への備え

高齢者の将来に備え、緊急連絡先やかかりつけ医、遺言書の保管場所を事前に登録するなど、万が一の際に情報を提供できる仕組みや「私のエンディングノート」の活用により、終末期における本人の希望を考えるための支援のほか、「おくやみハンドブック」の配布を行います。

また、空き家に関する相談や情報提供を関係団体等と連携して行います。

将来の備え

○高齢者が、緊急連絡先やかかりつけ医、遺言書の保管場所などを事前登録し、万が一の時に警察、医療機関などに情報を提供【高齢福祉課】

○終末期に望む医療や介護などを想定した「私のエンディングノート」を配布して、人生の最期における終活への取組の一つとして支援【高齢福祉課】

亡くなった後

○子孫に承継されない墓地の増加が懸念される中、市営墓地における無縁墳墓化の防止・抑制の取組【市民生活政策課】

○身近な人が亡くなられた際に、必要となる手続きをわかりやすくまとめた「おくやみハンドブック」を配布【市民課】

空き家

○岐阜市空き家総合窓口で、相談や通報に対応するほか、空き家支援の情報を提供【空家対策課】

【 期待される効果 】

高齢者の実態に応じたきめ細かな施策の実施により、必要な支援が適切かつ円滑に行われ、一人ひとりの幸福度の向上につながります。

また、高齢者が暮らしやすい社会をつくることは、高齢期の人に限らず障がいのある方やすべての世代にとっても優しく暮らしやすい社会の実現につながり、社会全体の持続可能性や生活の質の向上が期待できます。